

角田市公告第22号

角田農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

あわせて、同法第13条第4項で準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び意見書に対する処理結果を下記のとおり公告する。

当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第4項で準用する同法第12条第2項の規定により、次の場所に常時備えて縦覧に供する。

令和7年3月31日

角田市長 黒 須



1 意見書の要旨

なし

2 意見書に対する処理結果

なし

3 変更後の角田農業振興地域整備計画書の縦覧場所

角田市役所（産業建設部農林振興課）

角田市角田字大坊41番地